

【記載例】

小千谷

農業

当初計画者、承継者双方より押印をいただかないと、訂正の際、印鑑を持参の上、来庁いただかなくてはならない場合があります。

小千谷

農業

### 事業計画変更承認申請書

平成 28 年 8 月 10 日付け 新潟県指令 長振農 第 5015 号により、農地法第 5 条の規定による許可を受けましたが、下記のとおり当初の事業計画を変更せざるを得なくなりましたので申請します。

令和 4 年 〇 月 〇 日

当初計画者(氏名) **小千谷 太郎**

承継者(氏名) **農業 次郎**

小千谷市農業委員会会長 あて

農業委員会受付

令和 年 月 日

整理番号

承継者がいない場合は、未記入で結構です。

記

#### 1 当事者の氏名、住所等

当事者の別	氏名	年齢	住所
当初計画者	<b>小千谷 太郎</b>	<b>55</b>	<b>小千谷市内2丁目7番5号</b>
承継者	<b>農業 次郎</b>	<b>42</b>	<b>小千谷市高梨町1000番地</b>

#### 2 事業計画変更承認を受けようとする土地の所在、地目、面積等

土地の表示:小千谷市		地番	地目		面積 (㎡)	所有者	備考
大字	字		登記簿	現況			
<b>片貝町</b>	<b>北池津</b>	<b>6000番1</b>	<b>畑</b>	<b>畑</b>	<b>300.00</b>	<b>小千谷 太郎</b>	

変更になった内容を具体的に記載ください。(以下例)

【変更前】転用目的:一般住宅建築敷地  
【変更後】転用目的:駐車場

【変更前】期間:平成26年3月18日~平成27年3月17日  
【変更後】期間:令和4年4月18日~令和5年4月17日

#### 3 事業計画変更事項

(転用目的、期間等)

【変更前】当初計画者である小千谷太郎の亡父が一般住宅建築敷地として利用する。

【変更後】承継者である農業次郎が一般住宅建築敷地として利用する。

小千谷市指令 農委 第 号

上記のとおり承認します。

令和 年 月 日

小千谷市農業委員会会長 藤巻 政一

4	当初計画に従った事業の実施状況	許可後に所有権移転登記済であるが、工事は未着工		
5	当初事業計画実行不能の理由	当初計画者である小千谷太郎の亡父が住宅を建築する予定だったが、建築せずに死亡したため実行不能となったため。父の死亡により相続したが、住所地に生活の基盤があるため新たに住宅を建築することはない。 詳細に記載ください。		
6	承継者(新規)事業の緊急性及び必要性	子どもが大きくなり手狭となったため住宅を建築したいと考えていたところ、所有者の事情を知り譲り受けたいもの。		
7	①事業計画の詳細	一般住宅建築敷地		
7	②転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	着工 年 月 許可 日から 完工 令和 4 年 10 月 31 日まで	土地利用の面積
		工事内容	名称 棟数 建築面積 所要面積	田 ㎡ 畑 300.00 ㎡ 採 ㎡ 他 ㎡ 計 300.00 ㎡
8	資金調達についての計画	土地代金	円	自己資金 5,500,000 円
		整地費	500,000 円	
		建設費	30,000,000 円	借入先 ○○銀行
		その他	円	
9	被害防除	【例】取水については上水道、污水排水は合併浄化槽で処理した上で農業用排水路に放流するが、関係土地改良区の同意を得ている。西側に1m盛土するが、L型擁壁を施工し土砂流出等を防止する。また、近隣農地への日照も考慮して建築し、利用に際しては十分な注意をもって維持・管理する。周辺住民の同意を得ている。		
10	その他参考となるべき事項	同日農地法第5条許可申請している。 承継者がいる場合は5条申請が必要です。		

注: しない。